

芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2②

| 施策区分 | | 2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施 | | | | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------------|-----|-----------------------|---------------------|---|----------------------|-------------|---|------|---|--|
| 障がい者（児）福祉計画第7次中期計画 | | | | | 施策区分 | 評価視点 | 取組内容（実績） | 所管評価 | 取組内容（計画） | |
| 番号 | 計画 | 所管課 | 取組 | 内容 | | | | | | |
| 4 | 1-5 | 障がい福祉課 | 意思疎通支援事業の実施 | 聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。 | 2 3 | ① ② ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修を合計18回実施した（修了者は16名）。(③) ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を合計144回実施した。(②③) ・点字広報・声の広報は、点訳を25回（対象者6名）、音訳を24回（対象者16名）実施した。(②③) ・障がい福祉課における手話通訳者を1名配置した。(②③) ・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。(③④) ・ブラウザ接続を用いることで遠隔で手話通訳を行う遠隔手話通訳サービスの導入を行った。(①③) | B | <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障がい福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施していく。 | |
| 5 | 2-1 | 障がい福祉課 広報国際交流課 | 広報誌・ホームページ等による啓発 | 地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。 | 1-1 1-2 2 3 | ③ ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。(③④) ・広報12月号において、障がいに関する特集記事（令和4年度は身体障がいに焦点を当てて特集）を掲載した。(④) | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、広報あしやを通じて、障がい理解啓発を推進していく。 | |
| 6 | 2-1 | 障がい福祉課 | マスメディア・SNSによる広報啓発活動 | マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。 | 1-1 1-2 2 3 | ③ ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいて、コミュニケーションツール（コミュニケーション支援ボード）の利用促進に関する記事を掲載した。(③④) ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（Instagram、Twitter）において、障がい児・者作品展の開催に関する周知を行った。(④) | B | <ul style="list-style-type: none"> ・「あしやねっと♪」やSNSを通じて、障がい理解啓発に取り組んでいく。 | |
| 7 | 2-2 | ほいく課 学校教育課 | インクルーシブ教育・保育事業の実施 | 就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達が促進されるよう取り組みます。 | 2 | ① ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育研究会や実践報告及び研修会を開催し、特別支援教育への理解と専門性の向上を図った。(④) ・特別支援教育センター専門指導員による巡回指導をし、支援の必要な幼児への個別の支援の充実に努めることができた。(①) ・各園に特別支援教育加配教諭・支援員・看護員等を配置することにより、一人一人の必要に応じた適切な支援を行うことができた。(①) | B | <ul style="list-style-type: none"> ・特別教育支援センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターと連携しながら、医療的ケアが必要な幼児への人的支援も含めた個別の支援の充実に努める。配慮を要する子どもの発達段階や特性、教育的ニーズを十分に把握し、個別の支援計画等、支援のあり方の見直しを適宜行っていく。 | |
| 8 | 2-2 | 学校教育課 | 校内支援体制の整備 | 特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実を図ります。 | 2 | ① ② ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認することが出来た。(④) ・校内においては児童生徒の成長に合わせた指導ができるよう、コーディネーターを中心に個別の支援計画等の内容を見直しながら進めるよう努めた。(②) ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る幼児児童生徒への指導助言を行うことで、個別の支援の充実に努めることが出来た。(①) | B | <ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画等の特別な教育課程の内容を精査し、内容の見直しを適宜行う必要がある。特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターと連携し、引き続き、個別の支援の充実に努める。 | |

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2②

| 施策区分 | | 2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施 | | | | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------------------|-----|-----------------------|---|--|----------------------|------------------|--|------|---|--|
| 障がい者（児）福祉計画第7次中期計画 | | | | | 施策区分 | 評価視点 | 取組内容（実績） | 所管評価 | 取組内容（計画） | |
| 番号 | 計画 | 所管課 | 取組 | 内容 | | | | | | |
| 9 | 2-2 | 教育委員会管理課 | 教育施設の点検・整備 | 学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化を進めます。 | 2 | ① | ・精道中学校の建て替えにおいて、グラウンド利用を含めて生徒及び地域住民等のバリアフリーに対応した施設整備を完了させた。(①) ・その他の学校園においても新たに発見されたバリアの解消に努めるとともに、損傷箇所を補修することなどにより安心・安全に利用できる施設の維持に努めた。(①) | A | ・朝日ヶ丘小学校において、児童が安全に開閉できるよう建具の改修を実施する。 ・打出浜小学校において、あらゆる児童にも対応できるよう階段手摺を増設する。 | |
| 17 | 2-5 | 障がい福祉課社会福祉協議会 | ボランティアの育成 | 関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。 | 2 | ③ | ・手話奉仕員養成研修を合計18回実施した（修了者は16名）。(③) ・上記のほかに、点字ボランティア養成講座、要約筆記ボランティア体験教室を開催し、地域住民への障がい者理解と担い手の育成を行った。(③) | B | ・手話奉仕員養成研修、要約筆記ボランティア体験教室を継続して実施していく。 ・自立支援協議会において、障がい理解に関する取組を進めていく。 ・「あしやねっと♪」やSNSを通じて、ボランティアに関する動画発信に取り組んでいく。 | |
| 24 | 3-2 | 生涯学習課 | 社会教育施設等の整備・改善 | 障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。 | 2 | ① | ・主な社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設から順次、バリアフリー化を含めた利用者の利便性向上のための改修を進められた。(①) | B | ・老朽化が進んでいる施設から順次、バリアフリー化、多目的トイレのユニバーサルデザイン化を含めた利便性向上のための改修を進める。 | |
| 25 | 4-1 | 障がい福祉課 | 障がい者差別解消支援地域協議会の開催 | 障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。 | 1-1 1-2 2 3 | ① ② ③ ④ | ・障がい者差別解消支援地域協議会を2回開催した。(①②③④) | B | ・障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。 | |
| 26 | 4-1 | 障がい福祉課 | 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進 | 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。 | 1-1 2 3 | ① ③ ④ | ・条例の施行に併せ民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業（障がいのある人に必要な合理的配慮を提供した際に、その費用の一部を助成する事業）」を実施し、2事業者に対して助成をした。(①③) ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。(④) | B | ・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施する。 ・合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業を開始する。 | |
| 29 | 4-2 | 都市政策課 | 駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進 | 障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。 | 2 | ① | ・基本構想において位置付けた特定事業について、各事業者の進捗確認を行うとともに、今後の推進に係る課題を共有した。(①) | B | ・基本構想において位置付けた特定事業について、バリアフリー推進連絡会において継続的な進行管理を実施するとともに、基本理念の実現に向けた更なる取組についても検討する。 | |

芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策の取組状況・評価

資料3-2②

| 施策区分 | | 2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施 | | | | | 令和4年度 | | 令和5年度 |
|--------------------|-----|-----------------------|-------------------|---|--------|------|---|------|---|
| 障がい者（児）福祉計画第7次中期計画 | | | | | 施策区分 | 評価視点 | 取組内容（実績） | 所管評価 | 取組内容（計画） |
| 番号 | 計画 | 所管課 | 取組 | 内容 | | | | | |
| 30 | 4-2 | 地域福祉課 | 福祉のまちづくりの推進 | 市内の公共施設等のバリアフリー情報を提供し、社会参加の促進を図ります。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、福祉のまちづくりを推進します。兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。 | 2 3 | ① | ・公共施設等のバリアフリー情報を芦屋市ホームページにおいて提供していることに加え、子育て応援アプリでの情報発信を行っている。(①) ・兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードについて、広報あしやなどを通じて周知・啓発に努めた。(①) | B | ・市ホームページなどにおいて、公共施設等のバリアフリー情報の発信や、兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマーク・カードのさらなる普及・啓発に継続して取り組む。 |
| 31 | 4-2 | 基盤整備課 | 道路・公園等のバリアフリー化の推進 | 道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。 | 2 | ① | ・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、39箇所の歩道切下げ部バリアフリー化工事を実施した。(①) ・上宮川公園において、特定公園施設までのバリアフリー化工事を行った。(①) | B | ・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、歩道切下げ部のバリアフリー化工事を実施する。芦屋中央公園の特定公園施設までのバリアフリー化を行う。 |
| 32 | 4-2 | 地域福祉課 | ノンステップバス等導入の補助 | 公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。 | 2 3 | ① | ・公共バス事業者によるノンステップバスの新規導入はあったものの、リース導入のため、市の補助金の活用はなかった。(①) | D | ・引き続き公共バス事業者と連絡・調整を図りながら、ノンステップバスの導入の際は、補助を行っていく。 |
| 33 | 4-3 | 消防本部消防室指令課 | 119番等緊急通報受信体制の整備 | 聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。 | 2 | ③ | ・聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいがある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に「NET119」「メール119」「FAX119」の整備を完了済み。NET119登録者：35人、メール119登録者：14人(③) | A | ・前年度からの継続事業として実施する。なお、「メール119」については、NET119の運用を開始しておりGPS位置情報サービスによる居場所の通知、チャット方式による状況伝達により迅速な緊急対応が可能となるため、利用者に説明及び通知を実施し理解を得られたため、令和5年7月31日をもって終了した。 |